

一般社団法人日本循環器学会
2021年度 役員選出要領

2021年6月11日 理事会承認

本要領は本会役員選出の為に定めるものである。

本会の役員は、理事と監事により構成する(定款第22条)。なお、構成人数は以下の通りとする。

- (1) 理事 32名 (内1名を代表理事とし、その他の理事を業務執行理事とする)
 - ・ 2022年6月社員総会終了時において社員である者
 - ・ 就任年度の2022年の4月1日に64歳未満であること
 - ・ 2022年度就任理事より、連続して就任できる任期は3期(6年)とする。但し、連続任期数については就任後の任期から起算するものとし、2022年以前の任期との通算はしない。なお、任期数連続3期に達した者でも、その後1期以上あければ再就任することは可能である。
- (2) 監事 2名(会員1名・非会員1名)

【理事の選出】

- (1) 選挙および推薦により選出する。

選挙により選出される理事

- ① 全国区選出理事 (計 5 名)
「外科枠(東日本地区)」、「外科枠(西日本地区)」、「小児科枠」、「女性枠(東日本地区)」、「女性枠(西日本地区)」から各1名を選挙により選出
- ② 支部選出理事 (計 19 名)
理事会で定めた各支部の定数を選挙により選出

推薦により選出される理事

- ① 理事推薦理事(計6名)
新理事の推薦及び合議により選出
- ② 代表理事推薦理事(計2名)
分野・性別を問わず代表理事により選出

- (3) 支部選出理事の選挙における各支部の定数は、本選挙で選出される新理事が就任する前々年度の3月31日現在における正会員数を基礎数とし、その百分率に基づき、理事会において決定する。

I 全国区選出理事および支部選出理事について

1. 選出地区・選挙について

- (1) 被選挙資格者の立候補により選挙にて選出する。
- (2) 選挙は、全国区、東日本地区および西日本地区、支部ごと(9支部)に行う。地区および支部については、下記の都道府県の通りとする。
 - ① 東日本地区および西日本地区
 - 東日本地区 : 北海道支部、東北支部、関東甲信越支部、東海支部
 - 西日本地区 : 北陸支部、近畿支部、中国支部、四国支部、九州支部
 - ② 支部 (9 支部)
 - 北海道支部 : 北海道
 - 東北支部 : 青森、秋田、岩手、福島、山形、宮城
 - 関東甲信越支部 : 茨城、神奈川、群馬、埼玉、千葉、東京、栃木、長野、新潟、山梨
 - 東海支部 : 愛知、岐阜、静岡、三重
 - 北陸支部 : 石川、富山、福井
 - 近畿支部 : 大阪、京都、滋賀、奈良、兵庫、和歌山
 - 中国支部 : 岡山、島根、鳥取、広島、山口
 - 四国支部 : 愛媛、香川、高知、徳島
 - 九州支部 : 大分、沖縄、鹿児島、熊本、佐賀、長崎、福岡、宮崎
- (3) 各社員の所属支部は、理事選挙における立候補者の確定時点で事務局に届け出のある支部とし、それ以降に異動等によって支部の移動が生じた場合は移動前の支部で選挙を行う。ただし、支部を移動す

る事が事前に判明している場合で、立候補者の確定前に事務局に届出があったものについては、移動後の支部で選挙を行うことができる。

- (4) 選挙は本会が運用する電子選挙システム（以下、システム）を利用し実施する。なお、システムのログインについては、会員管理システム（セールスフォース）より行う。

2. 立候補について

(1) 資格

被選挙資格者は、当該理事選挙で選出される新理事の任期の開始日2022年6月社員総会終了時（以下、基準日という）において社員である者とする。当該社員には、定年に伴う補充または社員の任期満了に伴う改選により選出された基準日において社員となることが決定している者を含む。（よって、理事選挙施行日において社員であっても、基準日において定年または任期満了により社員の退任が決定している者は、被選挙資格を有さない）。ただし、当該理事の就任年度2022年4月1日現在に満64歳以上の者は、被選挙資格を有さない。

(2) 方法

立候補届および所信表明書(400字程度)をシステムを通じて提出する。立候補は、全国区または支部のいずれか一枠にのみ行うことができる。全国区の分野は2019年度実施代議員(社員)選挙の立候補時に申告したものと同様とする。また、内科以外の女性については、全国区で自身の専門分野または女性、支部のいずれか一つにのみ立候補を行うことができる。

(3) 立候補者の告示

立候補受付締め切り後、選挙地区ごとの立候補者一覧をシステムに掲載する事により告示し、期間中に立候補の辞退を受け付ける。また、システムに確定した立候補者一覧と所信表明書を掲載し告示する。

(4) 追加の立候補

立候補受付締め切りを過ぎても定数に満たない場合は、立候補者の告示期間に追加の立候補を受け付ける。方法に関しては(2)に準拠する。

3. 投票について

(1) 資格

選挙資格者は基準日において社員である者とする。当該社員には、定年に伴う補充または社員の任期満了に伴う改選により選出された、新理事就任の開始日において社員となることが決定している者を含む。

(2) 方法

- ① (1)で定める選挙資格者は、システムを利用し期間内に投票を行う。
- ② 投票は本人限りとしそれ以外の投票は無効とする。
- ③ 本選挙は、「全国」「支部」の2つの区分において実施する。「全国」では所属する支部に関わらず全国一区で行い、「支部」では所属する支部と同一の支部を対象として行う。
- ④ 選挙資格者一人あたりの投票数は、「全国」は選出人数と同数とし、「支部」は選出人数が複数の場合は半分を超えない最大の整数とし、選出人数が単数の場合には1名とする。（選出人数が6名の場合は3名、4名の場合は2名を、3名の場合は1名、1名の場合は1名を投票する）投票数を超える投票があった場合は、当該投票全部を無効とする。
- ⑤ 投票が白票または無効の場合は有効投票数に含まない。
- ⑥ 得票数上位者から当選者を決定する。得票数が同数となり選出人数を超える場合、同数となった者を対象として決選投票を行う。決選投票は、同順位者の中から1名に投票することを原則とする。
- ⑦ 各選挙において立候補者が選出人数以下の場合、当該選挙は信任投票とする。「信任」、「不信任」のいずれかに投票し、有効投票数の過半数の信任により当選とする。
- ⑧ 開票作業は立会人が監督を行う。立会人は、本選挙実施年度の総務幹事である者から代表理事が指名する。（定款施行細則36条4項、第38条4項）

4. 選挙結果の報告

- ① 選挙結果は、システムならびにホームページで公開することで代表理事が報告する。
当選者氏名の記載方法は、五十音順とし、得票数および順位の発表は行わない。
- ② 当選者が辞退した場合、同選挙の次点者を繰り上げて当選とする。
- ③ 選出された24名の新理事は理事会および社員総会において候補者として附議する。

Ⅱ 推薦により選出される理事について

① 理事推薦理事(6名)

- 1) 日本循環器学会の発展と理念実現の為に、分野・地域・性別を問わず、柔軟性を持って学会活動に貢献できる理事を選出する目的で、理事推薦理事を選出する。
- 2) 下記のすべてを満たす者を理事推薦理事選出委員会(以下、本委員会)において、推薦及び合議により選出する。
 - ・日本循環器学会の理念・目的・事業を遂行し本会の発展に必要な者
 - ・循環器領域の専門的知識、経験ならびに高い識見を有する者
 - ・人格が高潔で良識と公平性・公正性を持って職務を遂行できる者
- 3) 本委員会の議長は委員会開催時に代表理事である者とし、構成員は選挙で選ばれた新理事(以下、選挙理事)とする。また定足数は選挙理事の半数とし、Webでの会議開催を可能とする。
- 4) 推薦の対象は選挙理事を除く被選挙資格者とする。
- 5) 選挙理事は指定日までに、指定のフォーマットにて推薦文(800字～1000字)を事務局に提出する。各選挙理事が推薦できる人数は1名までとし、推薦をしないこともできる。なお、本委員会開催時に新たに推薦者を追加する事は不可とする。また、推薦した事実(推薦文の内容を含む)は本委員会で開催される場合がある。
- 6) 議長は前項の推薦者を整理し、被推薦人数に関わらず必要とみなした場合には、複数回追加推薦を募ることができる。方法に関しては5)に準拠する。また議長は本委員会で推薦状況を説明し意見を述べることができる。
- 7) 最大限の議論を行ってもやむを得ず合議がまとまらないと議長が判断する場合には、合議がまとまらない部分については議長の裁定の結果をもって合議の結果とみなすことができる。
- 8) 選出された6名の理事は選挙理事の確認を経て、理事会および社員総会において候補者として附議する。

② 代表理事推薦理事(2名)

- 1) 後述で選出された新代表理事の推薦により、分野・性別を問わず2名を選出する。
- 2) 推薦の対象は、理事選挙において当選となった選挙理事ならびに理事推薦理事を除く、被選挙資格者とする。
- 3) 選出された2名の理事は選出された新理事の確認を経て、理事会および社員総会において候補者として附議する。

【代表理事の選出】

- ① 代表理事は代表理事選出委員会(以下、本委員会)において新理事(代表理事推薦理事を除く)の中から、新理事の合議または選挙により1名を選出する。
- ② 本委員会開催時に代表理事である者を議長として進行を行う。なお、定足数は新理事の半数とし、Webでの会議開催を可能とする。
- ③ 合議により代表理事が決定しない場合、自薦・他薦により候補を募る。候補者が複数名の場合は選挙を行う。
- ④ 合議により代表理事が決定した場合、選挙は行わず、議長立会いのもと事務局が「全会一致」と記録を残す。
- ⑤ 選挙は以下の手順で行う。
 - 1) 候補者が所信表明を行う
 - 2) 出席した新理事が無記名で候補者の中から1名記名する
 - 3) 議長立会いのもと事務局が集計を行い結果を記入する
 - 4) 候補者が3名以上で上位者の得票数が同数となった場合、上位者のみを対象として再投票を行う。
 - 5) 候補者が2名以下で得票数が同数となった場合、改めて投票を行い、それでも同数となる場合はくじ引きにより決定する。
- ⑥ 選出された新代表理事を、社員総会で承認された新理事が構成する新理事会に候補者として附議する。

【監事の選出】

- ① 推薦により選出される監事は上述で選出された新代表理事が推薦を行う。
- ② 当該監事の就任年度2022年の4月1日現在に満69歳以上の者または再任が3期以上となる者は、監事

資格を有さない。

- ③ 会員から選出する監事の推薦の対象は、本会の理事経験者であることとする。
- ④ 非会員から選出する監事の推薦の対象は、監事の職責を全うし得る知見を有し、かつ本会と利害関係を持たない者とする。
- ⑤ 選出された2名の監事は新理事の確認を経て、理事会および社員総会において候補者として附議する。

附則.

- ① 理事選挙のスケジュールは別紙に定める。
- ② 各種問い合わせは、本会事務局 選挙担当(メール：senkyo@j-circ.or.jp)を窓口とする。
- ③ 本要領の改定は、理事会の議決により行う。

以上